

鳥栖市公告第5号

鳥栖市立中学校給食調理・配送業務について、受託者を公募型プロポーザル方式により決定するので、次のとおり公告する。

令和7年2月13日

鳥栖市長 向門 慶人



1 業務概要

(1) 業務名

鳥栖市立中学校給食調理・配送業務

(2) 業務内容

鳥栖市立中学校において実施される学校給食の調理・配送・配膳・洗浄等の業務（詳細については「鳥栖市立中学校給食調理・配送業務要求水準書」のとおり）

(3) 履行予定期間

令和8年8月26日から令和23年8月25日まで（15年間）

(4) 提案上限額

2,860,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募資格

プロポーザルの応募資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、業務委託契約締結時までには下記の要件を欠いた場合は、契約を締結しないものとする。

- (1) 鳥栖市に建設工事、建設コンサルタント等業務、委託業務等及び物品関係において鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録されている業者であること。
- (2) 鳥栖市立中学校給食調理・配送業務要求水準書に基づく業務を確実に履行できる見込みがあること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 国又は地方公共団体等において学校給食調理業務受託の実績があること。
- (5) 鳥栖市競争入札参加者指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをして

いないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(8) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 鳥栖市内に本業務に係る調理施設が所在していること。（立地予定を含む）

(10) 過去3年間に学校給食調理業務に関して食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める営業停止処分を受けていないこと。

(11) 本プロポーザル参加に際し、参加申し込みや応募資格、提案書の内容等に虚偽の記載をし、または、重要な事実について記載しなかった者でないこと。

3 その他

詳細は鳥栖市立中学校給食調理・配送業務公募型プロポーザル実施要領を参照

4 担当課（問い合わせ先）

〒841-0054

鳥栖市蔵上町117番地3

鳥栖市教育委員会事務局 学校給食課 学校給食センター係

tel 0942-85-8050 fax 0942-85-8051

e-mail e-lunch@city.tosu.lg.jp